東京大学日本史学研究室紀要　第二十一号　二〇一七年三月

殯宮の立地と葬地

――艇止山遺跡の評価をめぐって――

稲田奈津子

はじめに

一九七一年、大韓民国忠清南道公州市にある宋山里古墳群で、大きな発見があった。排水路の工事中に、それまで知られていなかった未盗掘の古墳が出現したのである。さっそく発掘調査され、一〇八種類二九〇六点もの遺物が確認されたが、特に注目が集まったのが文字の刻まれた二枚の誌石であった。そこには、この古墳の主が百済第二十五代王である武寧王（在位五〇一―五二三）と、その王妃であることが明記されていたのである。[1]

図1　武寧王陵

武寧王陵発見のニュースは、日本でも高い関心をもって迎えられた。というのも、武寧王は『日本書紀』にも登場し、筑紫で誕生したと伝承される人物であり、また『続日本紀』によれば、桓武天皇の生母である高野新笠は、彼の遠い子孫とされているのである。百済と日本との深いつながりを体現する武寧王の墓らしく、古墳からは中国南朝の影響を受けた副葬品の数々とともに、日本列島から持ち込まれたと見られる高野槇で作られた木棺が発見されている。

上述の二枚の誌石は、羨道（玄室と外部を結ぶ通路）の入口近くに並べ置かれていた。それぞれ「武寧王墓誌」（第一石）、「武寧王妃墓誌」（第二石）と呼び慣わされており、石の表裏に文字が刻まれている。

第一石　「武寧王墓誌」（縦三五センチ、横四一・五センチ、厚さ五センチ）

図2　「武寧王妃墓誌」（第二石表面）

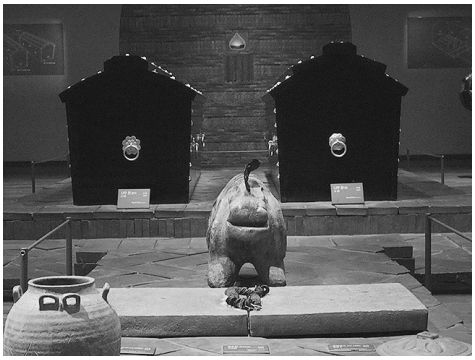

図3　誌石の発見状況（国立公州博物館、模型）

〔表面〕寧東大将軍百済斯／麻王年六十二歳癸／卯年五月丙戌朔七／日壬辰崩到乙巳年八月／癸酉朔十二日甲申安厝／登冠大墓立志如左

〔裏面〕亥壬子癸丑（以上、右辺）／己寅甲卯乙辰戊（以上、下辺右より）／巳丙午丁未（以上、左辺下より）

第二石　「武寧王妃墓誌」（縦三五センチ、横四一・五センチ、厚さ五センチ）

〔表面〕丙午年十一月百済国王太妃寿／終居喪在酉地己酉年二月癸／未朔十二日甲午改葬還大墓立／志如左

〔裏面〕銭一万文　右一件／乙巳年八月十二日寧東大将軍／百済斯麻王以前件銭詢土王／土伯土父母上下衆官二千石／買申地為墓故立券為明／不従律令

たしかに二枚の表面には、王と王妃の死と埋葬について記述されており、「墓誌」ということができる。しかし第一石の裏面には、墓域を示すとされる「干支図」が、第二石の裏面には、営墓のための土地を地神から購入したことを示す「買地券」が刻まれており、《墓誌》と《買地券》の性格をあわせもつ、複合的な存在と理解されている。[2] 二枚の誌石の上面に置かれていた鉄製五銖銭一連は、《買地券》に関連して、土地の対価を象徴するのであろう。行論の都合上、本誌石の所蔵機関である国立公州博物館による現代語訳を掲げておく[3]（日本語訳は筆者）。

〔第一石表面〕寧東大将軍である百済の斯麻王は、六十二歳の年、癸卯年（五二三）五月七日に亡くなられた。乙巳年（五二五）八月十二日に安らかに葬り、大墓に登せてお祀りし、このように記録しておく。

〔第一石裏面〕―省略―

〔第二石表面〕丙午年（五二六）十一月に、百済国王太妃が天命に従い亡くなられた。西側の地に（殯殿を設置して）三年喪を経て、己酉年（五二九）二月十二日に再び大墓に移し、葬事をおこなったので、このように記録しておく。

〔第二石裏面〕銭一万文。以上一件。乙巳年（五二五）八月十二日に、寧東大将軍である百済の斯麻王が、上記の金額で、土王・土伯・土父母と、天上天下の二千石の諸官とに諮って、南西方向の土地を購入して陵墓を造ったので、文書を作成して証拠とする。律令にこだわらない。

以上より、武寧王と王妃の埋葬、および二枚の誌石の作成過程は、

次のようにまとめることができよう。

五二三年五月七日　武寧王死去

五二五年八月十二日「買申地為墓」、大墓に埋葬

【第一石表裏・第二石裏を記入】

五二六年十一月　王妃死去、「居喪在酉地」

五二九年二月十二日　王妃を大墓に合葬　【第二石表を記入】

第二石は本来、裏面（「買地券」の面）を上にして安置されたものが、王妃の合葬の際に裏返され、空白だった表面に王妃の「墓誌」が追刻されたことになる。

以上の武寧王陵の発見とその出土遺物については、日本でも比較的よく知られた事実と言えよう。しかし、それに附随する殯殿と推定されている、艇止山遺跡の存在についてはどうだろうか。筆者などは不勉強にも、前述の国立公州博物館におけるパネル解説で初めてその存在を知り、大変驚き興味を持ったものの、参考資料を集めることもままならず、これまで十分にその推定根拠を確認することもできなかった。このたび李炳鎬氏（韓国国立弥勒寺趾遺物展示館館長）のご協力により資料を入手することができ、また殯宮に関する先行研究の再検討を試みるなかで、あらためて艇止山遺跡の存在が気にかかるようになった。そこで艇止山遺跡に関する議論の一端を紹介しつつ、それを糸口に殯宮の立地問題について考えていきたいと思う。

一　艇止山遺跡

艇止山遺跡は、宋山里古墳群のある艇止山の北端、錦江に突き出た丘陵の頂上部と南北斜面に位置する[4]。一九九六年、公州と扶余をつなぐ道路工事のための事前調査として、国立公州博物館による発掘調査がおこなわれた。調査では五世紀末から高麗時代までの重層する遺構が確認されたが、特に注目されたのは百済熊津時期（五世紀末から六世紀中葉）の「国家施設物」遺構群であった。丘陵上の平地中央部に位置する瓦建物址、その周辺に配置された七棟の大壁建物址をはじめ、百済熊津時期の遺構・遺物が発見されたのである。本遺跡は、のちに百済王室の祭祀遺跡、なかでも武寧王代の殯殿の置かれた場所である可能性が提起され、指導委員会の判断のもと道路工事による破壊を免れて保存が決定し（道路は遺跡の下にトンネルが掘られることで開通した）、二〇〇六年には史跡指定を受けている。

図４　艇止山遺跡周辺航空写真（筆者加筆）

本遺跡が百済王室の殯殿と推定された根拠は、大きく以下の三点にまとめることができる[5]。第一に、発掘調査で判明した遺跡の特殊性がある。約四千余坪にもおよぶ遺跡地の稜線部全体に大規模な土木工事が施されていることや、宮闕や寺院でのみ限定的に使用される蓮弁軒丸瓦が出土したことから、まずは国家レベルの重要施設であったとの評価がなされる。その上で、周囲に巡らされた木柵や濠によって外部の接近を防ぐ閉鎖的な空間であり、華麗な装飾が施された長鼓形器

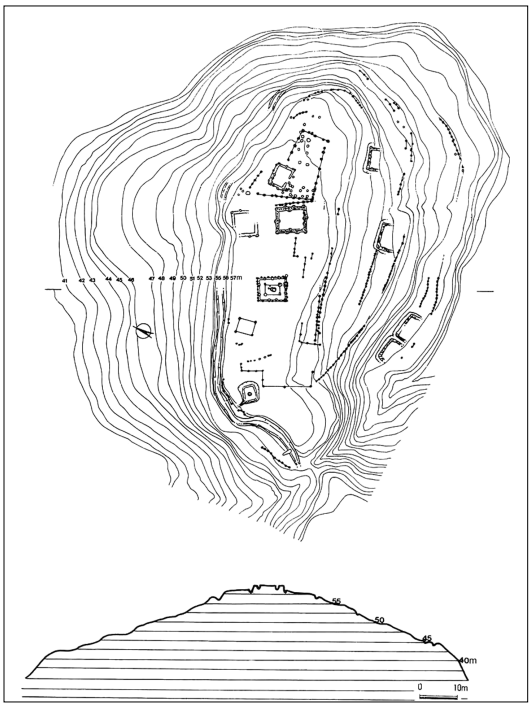

図５　艇止山遺跡遺構配置図

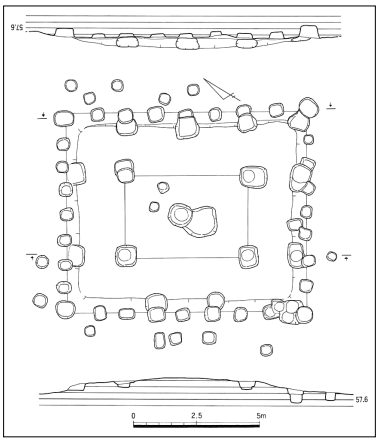

図６　瓦建物址

台・三足土器・蓋坏・土製燈盞・斜格子紋塼などの遺物は祭祀に用いられた可能性が高いとして、百済王室に関わる祭祀遺跡であるとする。さらに、遺跡の中心部に位置する瓦建物址の特異な構造、つまり内部空間が狭小で非実用的・閉鎖的であることから、特殊な用途を持つ建物、すなわち埋葬前の柩を一時的に安置する殯殿であると推測するのである。建物内部に残された四つの柱穴は、柩を載せる平床のような施設、柱穴の中央に掘られた大穴は、遺体の腐敗を防ぐために柩の下に置かれた氷盤を設置した場所、との解釈もある。(6)

第二に、武寧王陵出土の二枚の誌石に記載された内容との一致がある。第二石裏面の「買地券」には「買申地為墓（申地を買いて墓と為す）」とあり、申（西南西）方向の土地を購入して王の墓にしたと記す。第二石表面の「王妃墓誌」によれば、王妃は死去すると「居喪在酉地」とされ、二十七カ月後に大墓に葬られたとある。二十七カ月という期間は、第一石表面の「王墓誌」によれば、王の死から埋葬までの期間とも一致している。また中国における三年喪の期間にも呼応しているが、百済ではそれを埋葬までの殯の期間としている点に特徴があるとする。その上で「居喪在酉地（喪に居するに酉地に在り）」を、酉（西）方向の土地に殯殿を設け、王妃の柩を安置したことを示すと解釈する。すると、王宮所在地と推定される公山城に起点を据え、申地が武寧王陵に相当すると考えると、それと三十度の角度差を持つ酉地は艇止山遺跡を指し示すことになる。このことから、艇止山遺跡は少なくとも王妃の、おそらくは武寧王を含む代々の王族たちの殯殿であったと論じるのである。

第三として、発掘調査で検出した六基の竪穴遺構について、これを氷庫または貯水施設とする見解が提出されたことがある。竪穴は断面鉢型で床面中央に穴があり、床面に広がる灰白色粘土から集水の機能が考えられるとする。さらに一部の竪穴遺構には暗渠施設や溝を備えたものがあり、床に多数の柱穴が見られ、瓦管による溝の内部施設や木炭層も残ることから、これらは冬に切り出した氷を保管するための氷庫であった可能性が提起されている。氷は夏場の飲食だけでなく、

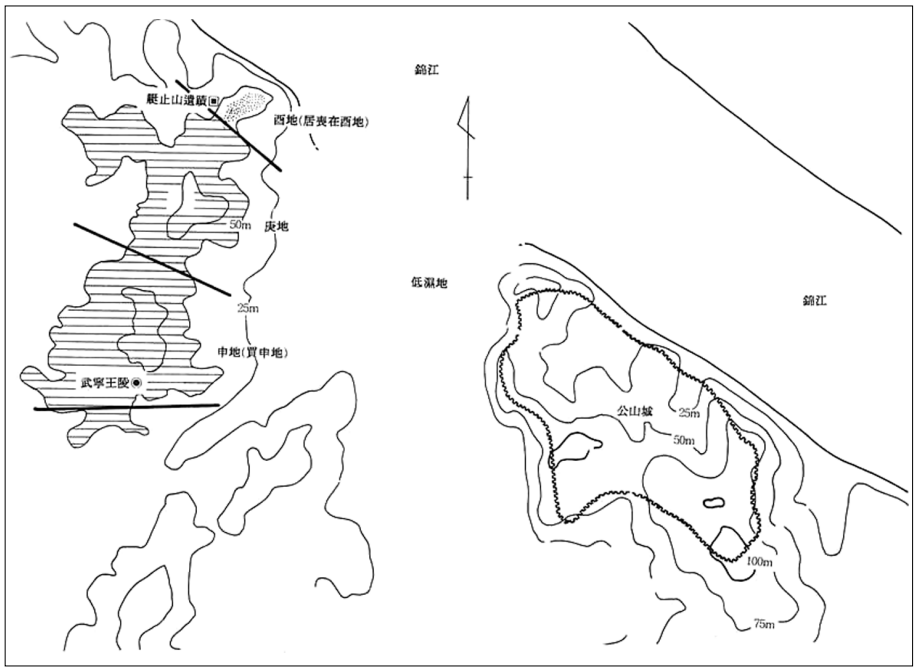

図７　周辺遺跡との位置関係

殯の期間中に遺体の腐敗防止や臭いを抑えるためにも用いられたことが、各種中国典籍や『三国志』扶余伝・朝鮮王朝実録からも知られるとし、これらは殯殿に安置した柩のために氷を供給する施設であったと論じるのである。本遺跡での成果をもとに、他の諸遺跡における同様の竪穴遺構も殯のための氷庫であると再評価され、大古墳群と殯所（古墳内の住居址）、貯蔵施設、炭窯とが有機的に結合して発見されることが指摘されている。(7)

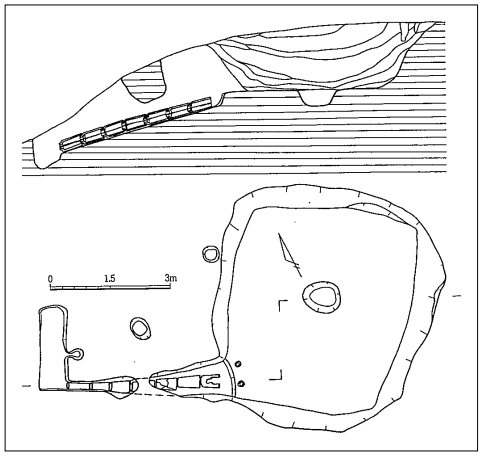

図８　１号竪穴遺構「氷庫」

以上のような根拠にもとづき、艇止山遺跡は武寧王と王妃をはじめとする百済王室の殯殿が置かれた場所であるとする見解が優勢となっている。一方で殯殿説に疑問の声もある。たとえば金元龍氏は、誌石に見える「西地」「申地」はともに漠然と西を指すものに過ぎないとするが、(8)管見の限りこうした反対意見は少数に留まるようである。

ところで、艇止山遺跡においておこなわれたという「殯」とは、どのようなものがイメージされているのであろうか。『隋書』巻八一東夷の百済伝には「喪制如高麗（喪制は高麗の如し）」とあり、高麗伝を見ると「死者殯於屋内、経三年、択吉日而葬。居父母及夫之喪、服皆三年、兄弟三月。初終哭泣、葬則鼓儛作楽以送之。埋訖、悉取死者生時服玩車馬置於墓側、会葬者争取而去（死者は屋内に殯し、三年を経て、吉日を択びて葬る。父母及び夫の喪に居すは、服は皆な三年、兄弟は三月。初終に哭泣し、葬は則ち鼓儛作楽して以て送る。埋め訖らば、悉く死者の生時の服玩車馬を取りて墓側に置き、会葬者は争い

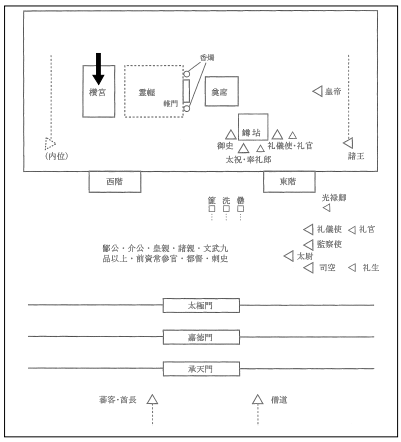

図9　「大唐元陵儀注」啓殯朝廟

取りて去る）」とある。死者はすぐに埋葬するのではなく屋内で「殯」し、三年が経てば吉日を選んで埋葬する。服喪期間は父母や夫のためには三年、兄弟のためには三月。死亡すると声をあげて泣く所作をし、葬送では鼓舞作楽して死者を墓まで送る。埋葬が終われば死者の生前の衣服や愛用品・車馬を墓の傍らに置き、会葬者はそれらを争って持ち去る、との習俗が描かれている。権五栄氏は殯について、「人が死んで葬るまでの間、屍を棺に斂めて安置しておくこと」との和田萃氏の所説[9]を引用しつつ、「遺体は仮埋葬されることも喪屋（殯殿）に安置されることもあり、遺族と近親者は一定期間小屋に閉じ籠り、様々な儀礼を尽くして奉仕する」と述べている[10]。

『隋書』高麗伝に記される殯儀礼の具体的な内容については不明な点が多いが、「殯」字が用いられていることから、それが中国における殯の儀礼、つまり墓への埋葬以前に遺体を仮埋葬・安置する儀礼に相当すると考えられたのであろう。ところで中国の経書を参照すると、たとえば『礼記』檀弓上には「飯於牖下、小斂於戸内、大斂於阼、殯於客位、祖於庭、葬於墓」とあり、窓の下で死者に飯を供え、室内で小斂（着せ換え）をし、阼階（東階）の上で大斂（納棺）をし、客位（西階の上）で殯をし、それから庭で祖（埋葬前の送り出しの礼）をおこなって墓に葬る、としている[11]。唐代の代宗皇帝の喪葬について記した「大唐元陵儀注」においても、太極殿の「西間」に柏木を積み上げ白泥で塗り固めた欑宮が作られ、柩はその中に安置されている[12]。つまり殯は死者の邸宅の内部でおこなわれるのであり、艇止山遺跡のようにあえて埋葬地の附近に殯殿が設けられることはない。

前掲の『隋書』高麗伝には「死者殯於屋内」とある。同書倭国伝が「貴人三年殯於外」としているのと対比させると、倭国が屋外で殯をおこなうのに対し、高句麗や百済では何らかの建物内で殯をおこなう、という意味にもとれるが、一方で、生前居所内で殯をおこなうことを示していると解釈することもできるだろう。ちなみに『三国史記』には殯に関する記述は見られず、『三国遺事』には巻二駕洛国記に「殯宮」の語句が見えるが、これは殯儀礼とは無関係に、墓を指すものと考えてよかろう。後代の史料を見ると、たとえば『高麗史』巻六四国恤には「殯于宣徳殿」「殯于大内」「殯于淑妃金氏第」などと、殯儀礼に関する多くの記事を見ることができるが、これらはいずれも宮殿や邸宅など、死者の生前居所で営まれているようである。

こうして見てくると、朝鮮半島においても生前居所における殯が一般的であったように思われるのであるが、それではなぜ、艇止山遺跡を殯殿に比定する発想が生まれてきたのであろうか。発掘報告書をはじめとする殯殿説の諸論文を見ると、殯の施設に関しては後述の泉森皎氏・久保哲三氏・和田萃氏等の論文が参照されている。殯殿を生前居所ではなく埋葬地附近に求める発想には、どうも日本の事例が参考とされているらしい。しかし、その日本の事例は果たして盤石なものと言えるのであろうか。

そこで以下では、殯のおこなわれた場所をめぐる、日本の考古学研

究と万葉集研究の動向を改めて見直していくことで、日本における「埋葬地附近における殯」の評価について、再検討していきたい。以下の叙述では、喪屋・殯屋・殯宮・殯殿などの用語が混在しているが、これらはそれぞれの場面で参照する史料や論文の表記をそのまま尊重したものであり、本稿では特に区別せずにいずれも基本的には「殯のおこなわれた場所」を意味するものとして使用する。

二　考古学研究における古墳周辺施設と殯

日本古代の場合、殯に関する記述は、前述の中国史書の他にも『日本書紀』『続日本紀』などに見出すことができる。天皇の殯宮については、和田氏が「一般的には崩御のあった宮の近傍―南庭が多い―に新しく起こされたようである」とされているように、推古・孝徳・天武の「南庭」、舒明の「宮北」、天智の「新宮」、持統の「西殿」などは、すべて生前の居所である宮内やその周辺に殯宮が設営されたことを指しているものと思われる。[13] 他にも欽明の「河内古市」、敏達の「広瀬」、斉明の「飛鳥川原」などがあるが、その具体的な場所や設営方法、また天皇以外の殯の場所についても、ほとんど記述が残されていない。

一方で、考古学研究の立場からは、殯のおこなわれた建物（喪屋・殯屋）の遺構と指摘されているものが存在する。たとえば泉森皎氏は、古墳および古墳群内から検出される、古墳と同時期でしかも単独で存在する住居址について、これを「喪屋、殯屋」として理解することを提唱している。[14] 特に、焚火跡やカマド遺構を持つものを重視し、殯に「焚火を伴う祭祀」が附属していたものと論じる。久保哲三氏は泉森氏の見解を受け、炉やカマドをもつ竪穴については一般の住居と考えることができるが、それらを除けば「古墳と密接な関係をもつ建物で喪屋の可能性も大きい」としている。[15] 土生田純之氏も泉森説を支

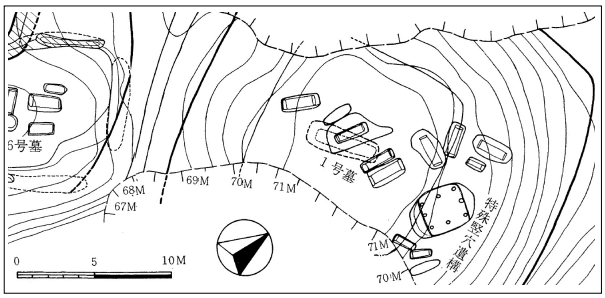

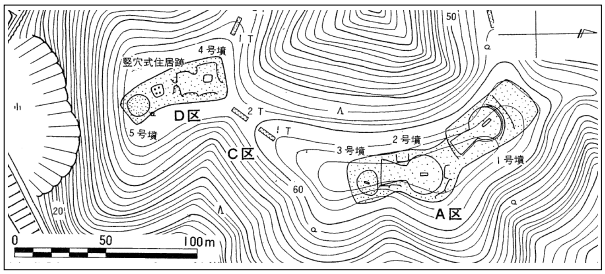

図10　泉森氏の指摘する古墳周辺「喪屋」の一例
（上：金沢市七ッ塚墳墓群　下：安保山古墳群）

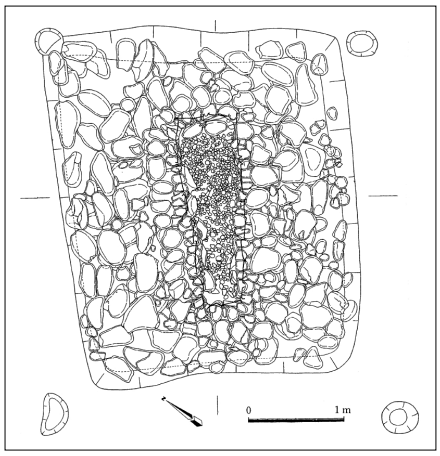

図11　土生田氏の指摘する古墳主体部「喪屋」の一例（幣旗邸古墳１号墳）

持しつつ、喪屋の存在形態について別の可能性も提起している。[16] すなわち、古墳の主体部を囲んで柱穴が掘られ、墳丘完成後は封土で覆われている事例に注目し、これを古墳予定地に喪屋が構築され、モガリ（殯）終了後に喪屋を撤去して古墳を完成させたものと理解するのである。和田萃氏もこうした考古学研究の成果を受け、墳丘上や古墳の近くに営まれた喪屋の事例を紹介する。[17]

泉森・久保両氏の論文では、ともに斎藤忠「埋葬の儀礼」の次の一節が引用されている。

喪屋そのものの痕跡を、考古学の上から確認する段階には至っていない。将来古墳の付近などで、簡単な施設の建物跡の存在がみとめられ、しかもそばで火を焚いたとか、供餐したとか、その他の儀礼的な行為の痕跡が何等かの形で検出されるならば、あるいは喪屋の跡に推定することも可能であろう。[18]

こうした喪屋に対するイメージが、古墳周辺に殯の痕跡を探し求めようとする今日の考古学研究の原点にあるように思われる。

ところで、こうした古墳周辺施設において殯がおこなわれたとする説に対し、文献と遺跡とを総合的に見直して批判を加えたのが、田中良之氏である。[19] 田中氏はまず『日本書紀』の記述から、「殯の場所（殯宮・喪屋）が居住区（宮）と近い場合はあっても、墳墓の近くで殯をした例がないこと」を確認した上で、前述の泉森説・土生田説を検証していく。泉森説については、殯に伴う儀礼行為の痕跡（儀礼関係の出土遺物など）が見えず、また「個々の古墳に対応して存在することもなく、とうてい殯屋・喪屋としての条件を満たしているとはいえない。むしろ古墳造営の際の資材置き場や作業小屋、墓守のような古墳（群）の管理施設の可能性」があることを指摘する。また土生田説については、喪屋とされる柱穴は主体部がある程度完成した段階のものであり、被葬者の死後すぐに安置するのは難しく、たとえ生前に墓の築造が進められていたとしても、墳丘上での殯は工事の進行と遺体の保守・管理の面から難があると指摘する。また主体部を囲う柱穴のあり方も遺跡により多様で、主体部構築の際の覆い屋など、様々な可能性が考えられることを論じている。説得力のある指摘と言えよう。

このように、考古学の成果にもとづく「埋葬地附近における殯」の主張は、必ずしも十分な根拠を持つものではないことが明らかになってきており、艇止山遺跡の評価においても無批判に参照することはできないのである。

三　万葉挽歌にみる皇子・皇女の「殯宮」

1　建王の「起殯而収」

殯宮の立地について、和田萃氏は「一般的には崩御のあった宮の近傍―南庭が多い―に新しく起こされた」としつつも、「例外的に殯宮と葬地が近接していたと考えられる事例もある」として建王と草壁皇子の事例を挙げ、「文献資料から、殯宮の場所と葬地が近接していることの知られるのはこの二例のみであるが、あるいは当時かなり普遍的に行なわれた例であるかもしれない」としている。[20]

建王は、『日本書紀』天智天皇七年（六六八）二月戊寅条によれば中大兄皇子（後の天智天皇）と蘇我山田石川麻呂大臣女である遠智娘との間の子で、後に持統天皇となる鸕野皇女とは同腹の兄弟にあたり、「唖不能語」とされる。祖母の斉明天皇に可愛がられたらしく、生前

は後飛鳥岡本宮に居したのではないかと推測されるが、斉明天皇四年（六五八）五月に八歳で歿する。

皇孫建王、年八歳薨。今城谷上、起殯而収。天皇、本以皇孫有順、而器重之。故不忍哀、傷慟極甚。詔群臣曰、「萬歳千秋之後、要合葬於朕陵」。廼作歌曰（後略）

（『日本書紀』斉明天皇四年五月条）[21]

建王は今城の谷の上に「殯を起てて収」められ、幼い孫の死を憐れむ斉明天皇は、群臣に詔して「万歳千秋の後に（私が死んだ後には）、必ず私の陵に建王を合葬するように」と命じている。後略部では続けて、「今城なる　小丘が上に　雲だにも　著くし立たば　何か嘆かむ（今城の小丘の上にせめて雲だけでも、はっきり立つなら何の嘆くことがあろう）」といった歌を詠んでは悲しみ泣いたと記している。同年十月には次のようにある。

幸紀温湯。天皇憶皇孫建王、愴爾悲泣。（後略）

（『日本書紀』斉明天皇四年十月朔甲子条）

紀温湯（和歌山県の白浜温泉）に行幸した斉明は、建王を思い出して悲しみに暮れる。後略部では続けて歌を詠じ、「山越えて　海渡るとも　おもしろき　今城の中は　忘らゆましじ（このように山を越え海を渡り面白い旅をしても、建王のいたあの今城の中のことは忘れられないだろう）」などと詠っている。

斉明天皇は七年（六六一）七月、百済救援のために赴いた筑紫で急死し、遺体は都へと運ばれて十一月に飛鳥川原で殯がおこなわれた。天智天皇六年（六六七）二月戊午条には

合葬天豊財重日足姫天皇與間人皇女於小市岡上陵。是日、以皇孫大田皇女、葬於陵前之墓。（後略）

とあって、小市岡上陵（延喜諸陵式では「越智崗上陵」）に娘の間人皇女と孫の大田皇女とともに葬られたことがわかる。近年の発掘調査により、奈良県高市郡明日香村の牽牛子塚古墳がその推定地とされている。

さて問題となるのは、四年五月条の建王を今城の地に「殯を起てて収」めたとする記事を、殯宮の設営と見るか、葬地への埋葬と見るか、という点である。和田氏はこれを文字通り殯宮の設営とした上で、十月甲子条の紀温湯行幸での歌から同じ今城に葬られたことがわかるとし、殯宮と葬地が近接していた事例とする。

今城が建王の葬地（少なくとも初葬の地）であったことは確実であろう。というのも、建王歿時には「万歳千秋の後」とされた斉明天皇の死去と斉明陵への合葬を見込んで、それまで埋葬せずに殯の状態を継続するとは考えがたいからである。ただし斉明陵への合葬については記録がなく、実現したかどうかは不明ではあるが。

ところで、「殯を起てて収」めた後に、改めて埋葬をおこなったとする記録は見当たらない。このことから、「殯を起てて収む」が殯宮の設営ではなく、墓所への埋葬そのものを指している可能性が出てくるのである。ここでの「殯」が殯宮を示すのか、あるいは墓所を示すのか、他の事例と合わせて再検討する必要があろう。

2　万葉集の「殯宮」

次に、『万葉集』に見える三つの「殯宮」事例について見てみよう。[22]いずれも柿本人麻呂による挽歌の題詞部分に登場する。[23]

日並皇子尊の殯宮の時に、柿本朝臣人麻呂の作りし歌一首　短歌を幷せたり

（中略）いかさまに　思ほしめせか　つれもなき　真弓の岡に
宮柱　太敷きいまし　みあらかを　高知りまして　朝言に　御言
問はさず　日月の　まねくなりぬれ　そこ故に　皇子の宮人　行
くへ知らずも
（巻二―一六七）

天武天皇と鸕野皇后（後の持統天皇）の子である草壁皇子（日並皇子尊）は、持統三年（六八九）四月乙未、おそらくは生前居所の島宮において歿した。延喜諸陵式によれば、大和国高市郡の「真弓丘陵」に葬られたとされており、歌中の「真弓の岡」（波線部）との一致が注意される。[24]

同じく天武天皇の子である高市皇子は、持統十年（六九六）七月庚戌に歿したが、その場所はおそらく生前居所の香久山宮であったろう。延喜諸陵式によれば墓所は大和国広瀬郡の「三立岡墓」とある。題詞にある「城上の殯宮」は大和国広瀬郡に所在するとして、墓所と近接していたとする見解も出されている。[25]

高市皇子尊の城上の殯宮の時に、柿本朝臣人麻呂の作りし歌一首
短歌を幷せたり
（中略）我が大君　皇子の御門を　神宮に　装ひまつりて　使は
しし　御門の人も　白たへの　麻衣着て　埴安の　御門の原に
あかねさす　日のことごと　鹿じもの　い這ひ伏しつつ　ぬばた
まの　夕に至れば　大殿を　振り放け見つつ　鶉なす　い這ひも
とほり　侍へど　侍ひえねば　春鳥の　さまよひぬれば　嘆きも
いまだ過ぎぬに　思ひも　いまだ尽きねば　言さへく　百済の
原ゆ　神葬り　葬りいませて　あさもよし　城上の宮を　常宮と
高くまつりて　神ながら　しづまりましぬ　しかれども　我が
大君の　万代と　思ほしめして　作らしし　香具山の宮　万代に
過ぎむと思へや　天のごと　振り放け見つつ　玉だすき　かけ
て偲はむ　恐くあれども
（巻二―一九九）

最後は、文武四年（七〇〇）四月癸未に歿した天智皇女の明日香皇女である。

明日香皇女の木瓯の殯宮の時に、柿本朝臣人麻呂の作りし歌一首
短歌を幷せたり
（中略）うつそみと　思ひし時に　春へには　花折りかざし　秋
立てば　黄葉かざし　しきたへの　袖たづさはり　鏡なす　見れ
ども飽かず　望月の　いやめづらしみ　思ほしし　君と時どき
出でまして　遊びたまひし　御食向かふ　城上の宮を　常宮と
定めたまひて　あぢさはふ　目言も絶えぬ（後略）
（巻二―一九六）

以上の三例の「殯宮」をどのように解釈するかについては、大きく二つの見解が対立しており、以下ではA説・B説として、それぞれの主張と根拠をまとめてみたい。

3　A「殯宮」＝墓所説

まずA説は、ここでの「殯宮」は墓所を指すと理解するもので、早くは賀茂真淵[26]や本居宣長[27]によって主張され、平舘英子氏[28]や武藤美也子氏・風間力三氏[29]によって詳細に論じられている。その根拠はおおよそ次の三点にまとめられる。

第一に、高市皇子と明日香皇女の挽歌題詞に見える「城上の殯宮」「木瓯の殯宮」は、それぞれ歌中の「城上の宮を　常宮と　高くまつりて」「城上の宮を　常宮と　定めたまひて」（波線部）に対応していると考えられる。とすると「常宮」は、殯宮のような仮宮の表現とし

ては無理があり、墓所を示しているものと理解すべき、というものである。[30]

第二に、高市皇子挽歌には、生前居所たる香久山宮における殯儀礼の様子が端的に表現されていると主張する。具体的には、「皇子の御門を　神宮に　装ひまつりて」（破線部、以下同じ）という部分が香具山宮を殯宮として設えている様子を、「い這ひ伏しつつ」「い這ひもとほり」が殯宮での匍匐儀礼の様子を、「百済の原ゆ　神葬り　葬りいませて」が殯宮から墓所への移動の様子を描いており、問題の「城上の宮を　常宮と　高くまつりて　神ながら　しづまりましぬ」の部分は埋葬の様子を描いたものと解釈するのである。[31]

第三として、題詞には「殯宮」とされているものの、「殯」字を「葬」の意味で用いる例は多く見られることから、ここでの「殯宮」もそのように解釈し、墓所の表現として理解すべきとする。例えば出土文字資料でも船王後墓誌には「殯葬」とあり、伊福吉部徳足比売墓誌には「火葬即殯此処」とあるなど、これらは明らかに「殯」を「葬」と同義で使用している。こうした事例は漢籍にも多く見ることができ、一般的な用例であったことを論じる。[32]

4　B「殯宮」＝殯をおこなう場所説

このA説に対し、現在おそらく通説とされ、大多数の注釈書でも採られているB説は、これを文字通り「殯をおこなう場所」とみなす見解である。代表的なところでは渡瀬昌忠氏[33]・身﨑壽氏[34]・上野誠氏[35]などが言及している。その根拠を以下にまとめてみよう。

第一に、高市皇子と明日香皇女の挽歌にある「常宮」の解釈についてである。渡瀬氏は、確かに「「永久不変の御殿」の意で、宮殿をほめることば」ではあるものの、「むしろ急造された離宮に対する特殊なほめことば」であるとする。[36]

万葉集には上記二例の他にもうひとつ、神亀元年（七二四）十月に聖武天皇が紀伊へ行幸した際に、従駕した山部赤人が作った長歌の中で、天皇の離宮をほめて「常宮」の語を使用している事例がある（巻六―九一七）。ここでも行幸先の一時的な頓宮を指して「常宮」と表現していることに注目すべきであるとし、また日並皇子の舎人が詠む「外に見し　真弓の岡も　君ませば　常つ御門と　侍宿するかも」（巻二―一七四）の中の「常つ御門」も、やはり同様に殯宮を指すものとする。

身﨑氏は渡瀬説を支持しつつも、草壁皇子・高市皇子・明日香皇女の殯宮が墳墓建設予定地に設営されたとした上で、「常宮」の表現については、「殯宮と陵墓とを一体視しやすい状況」からは「きわめて自然なこと」とする。[37]上野氏は「〈死せる皇子・皇女〉の宮という意識が働いている」と論じる。[38]

第二に、高市皇子の生前居所に営まれた「神宮」でくり広げられる儀式は、死の直後の呪術・儀礼であって、殯とは別の儀式であるとする。渡瀬氏は、「殯宮の準備期間でもあるこの数日ないし十数日は、屍は、死者生前の居所で、招魂呪術や殯への通過儀礼を受けたものと考えられる。高市皇子の殯宮の時の挽歌における「神宮」は、まさに、そうした場所として装われた薨所「香久山の宮」であり、「使はししし御門の人」の匍匐・哭も、死の直後の呪術・儀礼なのであった」と述べる。[39]

第三に、城上宮（＝「城上の宮」「木上の宮」「木𤦺の宮」）の存在形態についてである。渡瀬氏は、明日香皇女挽歌には「君と時どき

出でまして　遊びたまひし　御食向かふ　城上の宮を　常宮と　定めたまひて」とあり、ここから、殯宮は皇女夫妻が生前に出遊した城上の宮に設営されたと解釈し、おそらくは皇女の別宮・離宮であった既存の宮殿が、一時的に高市皇子、そして明日香皇女の殯宮として利用されたと解釈する。

上野氏は渡瀬説をふまえつつ、さらに具体的に論を進める。長屋王家木簡には「木上」「城上」の記述が見え、「木上司」「木上御馬司」などと呼ばれる長屋王家の家政機関の出先が存在し、京内の長屋王宅に様々な物品を搬入していたらしいことがわかる。上野氏はこれを王家が統括・管理・所有する「京外の宮」の一つである「城上宮」であるとして、父である高市皇子から長屋王が相続したものと理解する。城上宮は、高市皇子から妃である御名部内親王を介して、二人の間の子である長屋王へと継承されたとし、明日香皇女は御名部内親王とは姉妹の関係にあることから、そのゆかりで殯宮が城上宮で営まれることになったものと推定する。

5　A説を採る根拠

以上のA説・B説は、いずれも決定的な論拠を提示できているとは言えず、判断は難しいが、ここではA説を採りたいと思う。

まず「常宮」について検討してみよう。渡瀬氏は前述のとおり、神亀元年の紀伊行幸における離宮に「常宮」が使用されている点を重視する。

神亀元年甲子の冬十月五日、紀伊国に幸したまひし時に、山部宿祢赤人の作りし歌一首　短歌を幷せたり

やすみしし　わご大君の　常宮と　仕へ奉れる　雑賀野ゆ　そがひに見ゆる　沖つ島　清き渚に　風吹けば　白波騒き　潮干れば　玉藻刈りつつ　神代より　然そ貴き　玉津島山

（巻六―九一七）

ここで「「常宮」とたたえられる離宮も実は急造の仮廬」であるとし、[40]「常宮」は現実にはごく短期間に過ぎない天皇在所としての「離宮」や「殯宮」を、むしろことさらにほめる表現として存在したと論じるのである。

『続日本紀』にはこのときの紀伊行幸に関する記録が残されている。十月辛卯（五日）条には「天皇、紀伊国に幸す」とあって行幸が出立し、癸巳（七日）条の「紀伊国那賀郡の玉垣勾の頓宮」を経て、甲午（八日）条において目的地である「海部郡の玉津嶋の頓宮」に到着する。戊戌（十二日）条には「離宮を岡の東に造る」とあって、完成した離宮に頓宮から移動したらしく、壬寅（十六日）条には「造離宮司」らに禄を賜っている。聖武はしばらく離宮に滞在した後、丁未（二十一日）条に出立して「和泉国の所石の頓宮」を経て、己酉（二十三日）に平城京へ戻っている。

岩波新日本古典文学大系本の註釈によれば、「頓宮は行宮と同じで仮設の宮、離宮は今後も使う本格的な建築と、一応区別しうる」とした上で、[41]「戊戌（十二日）に「岡」の「東」に造ったという「離宮」は赤人の長歌のなかの「常宮」であ」ると解釈する。[42]北山茂夫氏も「「造離宮司」の設置から考えて、従駕した赤人のうたう「雑賀野」の「常宮」は、単なる頓宮ではなく、離宮としての規模をそなえたものであったにちがいない」とする。[43]

これらの見解をふまえれば、確かに都城の宮殿と比べると短い建設期間であったかも知れないが、造離宮司を任命して造営されたもので

あり、「急造の仮廬」とまでは言えないだろう。また聖武は壬寅（十六日）条の詔で、守戸を置いて当地の荒穢を防ぐこと、春秋二時に遣使して土地の神を祭ることを命じている。こうした措置からも、造営した離宮は今回限りではなく、今後も活用することを意図していたものと推測できよう。そのような性格の離宮を表現した「常宮」を、埋葬までの一時的施設である殯宮に対する表現と、同列に論じることはできないと考える。

次に、高市皇子の生前居所に設営された「神宮」での儀式について、B説では屍を殯宮に移すまでの死の直後の儀礼と論じるが、殯宮儀礼に先立つそうした儀礼の存在を具体的に示す史料はない。一方でA説は、殯宮の設営から匍匐を含む殯儀礼の執行、墓所への移動（葬列）、埋葬までを具体的に読みとっており、B説の批判はこれを覆すだけの説得力があるとは言えまい。

城上宮をめぐる問題については、まず長屋王家木簡には「木上」「城上」の記述は見えるものの、「木上宮」「城上宮」とするものは無く、あくまで長屋王家に関わる何らかの拠点が存在することを示すに過ぎない。これを父高市皇子の城上宮と結びつけるのには無理があろう。

またB説では、城上宮を既存の宮殿とした上で、高市皇子と明日香皇女とが一時的にその場所を殯宮として利用したものと理解する。既存の宮殿とするのは明日香皇女の挽歌によるもので、「君と時どき出でまして　遊びたまひし　御食向かふ　城上の宮を　常宮と　定めたまひて」を、生前からたびたび出遊した「城上の宮」、そこに殯宮を設けて、と解釈するためである。一方で、出遊の場所は「城上」の地域と漠然と指していると見て、そこに「宮」（＝「常宮」）を設ける、と解釈する余地も残されているように思う。そのように考えると、「常宮」を墓所と解釈しても、高市皇子と明日香皇女とが同じ城上の地に営墓したことを示すだけで、「高市皇子の墓が、明日香皇女みずからの墓ともなっ」てしまうとの反論[44]は当たらないだろう。

最後に、A説が主張する「殯」と「葬」との混用は、改めて事例を示すまでもなく、ごく一般的に見られるものであり、万葉集の題詞だけをその例外と見ることはできまい。このことは、前述の『日本書紀』における建王の「起殯而収」についても同様である。

以上のように、万葉挽歌研究による「埋葬地附近における殯」の主張も、非常に危うい根拠の上に組み立てられたものであり、やはりこれを無批判に利用することはできないのである。

おわりに

日本の事例を参考に殯殿説が主張された艇止山遺跡であったが、その日本の事例自体に多くの問題があることを指摘してきた。それでは改めて、艇止山遺跡をどのように評価すべきかが問われるであろう。

まず、殯殿説の重要な根拠となっている、武寧王陵出土「武寧王妃墓誌」（第二石表面）に見える「居喪在酉地」の解釈について考えてみよう。艇止山遺跡の発見に先立ち執筆された武寧王陵の発掘報告書では、「「居喪」はつまり「三年の喪に服した」の意であり、「在酉地」は正式の葬礼以前の仮埋葬つまり殯を意味する。（中略）「酉地」は真西に当たり、「大墓」がある「申地」とはひじょうに近い位置であったと推測される」としており、まさに艇止山遺跡の発見を予測したかのような解釈をしている。また「ここで改葬（中略）といってい

る語句は居喪（3年：満2年）期間は殯所に該当する仮埋葬を行ない、そして3年の喪を終えたのち（中略）「大墓」、つまり正式に王陵へと移葬する意味と解釈される」とする。[45]

つまり、前掲の『隋書』高麗伝の「死者殯於屋内、経三年、択吉日而葬。居父母及夫之喪、服皆三年、兄弟三月」との記述を参照しつつ、「居喪」とは「三年の服喪期間」であり、同時に「殯の期間」を示すものと解釈しているのである。こうした解釈は艇止山遺跡発見後も継承され、三年の服喪期間は中国の影響を受けたものであるが、中国では服喪期間と埋葬までの期間は無関係であり、これを一致させた点に百済の特徴があるとする見解も出されている。[46] それらを受けて、国立公州博物館では「居喪在西地」を、冒頭に示したように「西側の地に（殯殿を設置して）三年喪を経て」と解釈しているのである。しかしこの部分については、別の解釈も可能ではなかろうか。

「居喪」について、『礼記』曲礼上[47]での用例を見てみよう。

居喪之礼、毀瘠不形、視聴不衰、升降不由阼階、出入不当門隧。

居喪之礼、頭有創則沐、身有瘍則浴、有疾則飲酒食肉、疾止復初。

（服喪の心得として、瘠せても骨がめだつほどにはならず、身が衰えても目や耳の力をそこなわない。また堂の昇降に（主人の用いる）阼階によらず、家を出入りするのに門の真中を通らない。服喪の心得として、頭に傷がついたら洗髪し、身に瘍（できもの）があれば入浴し、どこか病んだ場合は酒を飲み、肉を食うが、治ったら元どおりにする。）

ここでの「居喪」は、服喪中の遺族が倚廬（粗末な居室）に籠り、謹慎生活をおこなうことを指している。遺体の安置されている場所と倚廬とは、全く別の空間である。また同書喪大記の孔頴達疏には「婦

図12　艇止山遺跡（右上：現状　左上：公山城から遺跡を望む、後方は燕尾山　下：遺跡からの眺め）

人居喪之地、在房内」とあり[48]、ここでも「居喪」は服喪の状態を示し、「居喪之地」はその間の居所（倚廬）を示している。これらを参照すれば、「武寧王妃墓誌」の「居喪在西地」も、「（王宮の）西地において（倚廬を設け、遺族が）服喪をおこなった」と解釈するべきではなかろうか。試みに中国墓誌における「居喪」の用例を見ると、遺子が亡親のために服喪する場面で用いられることが多く[49]、管見の限り、殯の意味で使用されている例は見出せない。

倚廬の場所は、『礼記』喪大記の孔穎達疏には「中門之外、東牆下」とあり、『大唐開元礼』三品以上之喪には「殯堂東廊下、近南、北戸」（巻一三八・廬次）とある[50]。基本的には邸宅内外の東側が意識されたようだが、武寧王妃の場合には西側（「西地」）が選ばれたのであろう。

それでは、艇止山遺跡が王室の殯殿遺構ではなかったとした場合、どのような遺跡として評価すべきであろうか。前述のように、遺跡からは蓮弁軒丸瓦を含む瓦片が出土し、瓦建物の存在が推測されている。『日本後紀』大同元年（八〇六）四月丁丑条に「勅、備後・安芸・周防・長門等国駅館、本備蕃客、瓦葺粉壁（勅すらく、備後・安芸・周防・長門等の国の駅館は、本より蕃客に備え、瓦葺し粉壁す）」とあるように、古代において瓦葺建物は、外国使節に対して威容を整える役割を果たした。倭系を含む各地域の特色をもった土器が出土していることなども考え合わせると、本遺跡を何らかの外交儀礼の場と想定することも可能だろう。錦江対岸には百済と新羅の「就利山会盟」の地と推定されている燕尾山があることも参照される[51]。高台から遮るものなく錦江と対岸とを見渡すことができる立地は外交の場としてふさわしく、人々が下界から見守ることができる最高の舞台装置となったことであろう[52]。

註

（1）大韓民国文化財管理局編・永島暉臣慎翻訳 発掘調査報告書『武寧王陵』（三和出版社・学生社、一九七四年）。

（2）李宇泰（稲田奈津子 訳）「韓国の買地券」（『都市文化研究』一四号、二〇一二年）。

（3）国立公州博物館＊（図録）『国立公州博物館 のぞきみ』二〇〇五年。以下、韓国語文献の引用に際しては、著者名の後に「＊」を付記する。

（4）以下、遺跡の概要については、国立公州博物館＊（発掘調査報告書）『百済の祭祀遺跡 艇止山』一九九九年、李漢祥＊「発掘から解釈まで―艇止山遺跡の事例―」（盧泰敦教授停年紀念論叢刊行委員会編『韓国古代史研究の資料と解釈』四季節出版社、二〇一四年）を参照。

（5）註（4）報告書（権五栄＊「艇止山遺跡と百済の喪葬儀礼」を所収）、李漢祥「発掘から解釈まで―艇止山遺跡の事例―」の他、以下の諸論文を参照。権五栄＊「古代韓国の喪葬儀礼」（『韓国古代史研究』二〇、二〇〇〇年）、金吉植＊「氷庫を通してみた公州艇止山遺跡の性格」（『考古学誌』一二、二〇〇一年）、金吉植＊「古代の氷庫と喪葬礼」（『韓国考古学報』四七、二〇〇二年）、権五栄＊「喪葬制を中心にした武寧王陵と南朝墓の比較」（『百済文化』三一、二〇〇二年）、李漢祥＊「百済の葬礼風習」（『百済文化史大系研究叢書12 百済の文化と生活』忠清南道歴史文化研究院、二〇〇七年）。

（6）註（5）金吉植「氷庫を通してみた公州艇止山遺跡の性格」。

（7）註（5）金吉植論文。金吉植論文での指摘については、川村和正「都祁氷室の成立と変遷について」（『由良大和古代文化研究協会 研究紀要』一〇、二〇〇五年）において詳しく紹介されており、「日本の素掘り竪穴構造の氷室に近いものであり、日本の氷室成立と関係する可能性が考えられる」（八〇頁）との評価がなされている。なお氷室は、「一般に、段丘や台地の縁辺部、尾根や丘陵の緩斜面、平場などの高燥な場所に立地して」おり（中山晋「日本古代の氷室と氷池」『立正史学』一一八、二〇一五年）、特に朝鮮半島のように水を通しやすい花崗岩が広く分布する地域では、斜面の下部では地下水が染みて氷が溶けやすいため、比高が小さな尾根部に作られるという（田中欣治「氷室」〔藤岡謙二郎編『講座考古地理学』五、学生社、一九八九年〕、相馬秀廣「氷室雑感」〔平成五年度奈良女子大学教育研究学内特別経費報告書『奈良に関する文化地域学的研究』、一九九三年〕、前掲川村論文）。したがって艇止山遺跡の場合も、丘陵上に氷室が設けられたこと自体は、十分に可能性をもつものと考える。

（8）小田富士雄「武寧王陵誌石と王室喪葬儀礼」（『福岡大学総合研究所報』二四〇、二〇〇〇年）所引の金元龍氏発言、および金元龍『韓国美術シリーズ1 武寧王陵』（近藤出版社、一九七九年）。

（9）和田萃「殯の基礎的考察」（『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』塙書房、一九九五年、初発表一九六九年）、一一頁。

（10）註（5）権五栄「古代韓国の喪葬儀礼」。

（11）竹内照夫『新釈漢文大系 礼記』上（明治書院、一九七一年）、一〇六～七頁。

（12）金子修一主編『大唐元陵儀注新釈』（汲古書院、二〇一三年）、一三九～一四四頁（榊佳子氏執筆部分）。

（13）註（9）和田論文、一八～九頁。

（14）泉森皎「古墳と周辺施設―古墳の墓域と喪屋遺構について―」（関西大学文学部考古学研究室編『関西大学考古学研究室開設三十周年記念 考古学論叢』関西大学、一九八三年）。

（15）久保哲三「モガリと古墳」（『季刊 考古学』九、一九八四年）。

（16）土生田純之「古墳構築過程における儀礼―墳丘を中心として―」（金関恕・置田雅昭編集代表『古墳文化とその伝統』勉誠社、一九九五年）。

（17）和田萃「喪葬儀礼と埴輪群像」（註（9）著書所収、初発表一九九三年）。

（18）斎藤忠「埋葬の儀礼」（『日本古墳の研究』吉川弘文館、一九六一年）、二〇八頁。

（19）田中良之「殯再考」（小田富士雄先生退職記念事業会編『福岡大学考古学論集―小田富士雄先生退職記念―』、二〇〇四年）。

（20）註（9）和田論文、一九頁。

（21）日本古典文学大系本68『日本書紀』下（岩波書店、一九六五年）。以下の引用も同じ。

（22）新日本古典文学大系1・2『萬葉集』一・二（岩波書店、一九九九・二〇〇〇年）。

（23）『万葉集』題詞にみえる「殯宮」の表記は、各種古写本においても同様であったらしい（佐佐木信綱・橋本進吉・千田憲・武田祐吉・久松潜一編『校本万葉集』岩波書店、一九三二年、新増補版一九七九～八二年）。これを「アラキノミヤ」と訓んだのは本

居宣長『古事記伝』であった。宣長は、長屋王の死に対する倉橋部女王の歌（巻三―四四一）に「大荒城」とあるのを「オホアラキ」と訓み、天智天皇歿時に額田王と舎人吉年が詠んだ歌（巻二―一五一・一五二）の題詞にある「大殯」がこれに対応するとして、「殯」は「アラキ」であり、「殯宮」は「アラキノミヤ」になるとした（本居宣長『古事記伝』三十之巻 訶志比宮上巻（『本居宣長全集』第一一巻、筑摩書房、一九六九年、三五四頁））。この論証自体には説得力があるものの、史料上はあくまで「殯宮」と表記されており、「アラキノミヤ」の訓からここでの「殯宮」の性格を論じることは控えるべきであろう。

(24) なお本歌に対する反歌（巻二―一六九）下の注記にも「殯宮之時」の文字が見える。

(25) 平林章仁「城上殯宮城上郡所在説考」（『日本歴史』六一八、一九九九年）。

(26) 賀茂真淵『萬葉考』巻二之考（『賀茂真淵全集』第一巻、続群書類従完成会、一九七七年、一三七頁）。

(27) 註（23）本居全集、三五五～六頁。

(28) 平舘英子「「殯宮之時柿本朝臣人麿作歌」への考察」（『国文目白』一〇、一九七一年）。

(29) 武藤美也子・風間力三「人麻呂挽歌の「殯宮之時」をめぐって」（『甲南大学紀要 文学編三六』一九七九年度、一九八〇年）。

(30) 註（28）平舘論文、二四頁。註（29）武藤・風間論文、三八頁。

(31) 註（28）平舘論文、二五頁。

(32) 註（28）平舘論文、二五～六頁。註（29）武藤・風間論文、四一～二頁。

(33) 渡瀬昌忠「万葉殯宮考―城上の宮・序説―」（犬養孝博士古稀記念論集刊行委員会編『犬養孝博士古稀記念論集 万葉・その後』塙書房、一九八〇年）。

(34) 身﨑壽『宮廷挽歌の世界』塙書房、一九九四年、第三章第二節「殯宮挽歌の背景―「殯宮之時」―」（初発表一九七九年を再編）。

(35) 上野誠『古代日本の文芸空間―万葉挽歌と葬送儀礼』雄山閣出版、一九九七年、第二章第二節「殯と宮」、第三章第二節「高市皇子挽歌と城上殯宮」（初発表一九八八年、一九九五年）。

(36) 註（33）渡瀬論文、二六八頁。

(37) 註（34）身﨑著書、一一九頁。

(38) 註（35）上野著書、一一五頁。

(39) 註（33）渡瀬論文、二七六～七頁。

(40) 註（33）渡瀬論文、二六八頁。

(41) 新日本古典文学大系13『続日本紀』二（岩波書店、一九九〇年）、一五四頁。

(42) 註（41）、五一三頁。

(43) 北山茂夫「神亀年代における宮廷詩人のあり方について―山部赤人、その玉津島讃歌の場合―」（『文学』四五、一九七七年）、四一七頁。

(44) 註（33）渡瀬論文、二七五頁。

(45) 註（1）報告書、三五～六頁。

(46) 註（5）権五栄「艇止山遺跡と百済の喪葬儀礼」、同「古代韓国の喪葬儀礼」。

(47) 註（11）注釈書、四二頁。

(48) 『礼記正義』十三経注疏整理本14（北京大学出版社、二〇〇〇

年）、一四五七頁。

（49）元和十四年（八一九）の唐故太子洗馬博陵崔載墓誌銘など。

（50）註（12）注釈書、一六〇頁（筆者執筆部分）。

（51）公州市・韓国古代学会編＊『就利山会盟と百済』（公州文化叢書二、慧眼、二〇一〇年）。

（52）註（4）李漢祥「発掘から解釈まで―艇止山遺跡の事例―」では、発掘調査の様子が公州市内のどこからでもよく見えたというエピソードも紹介されている。李漢祥氏はこの地形条件について、王と王妃の葬礼をおこなう姿を四方から眺望できるとして殯殿説をとるが、殯儀礼が人目につく場所で実施された事例は他に知られず、こうした点からも艇止山遺跡を殯殿とする説には同意できない。

※図版出典一覧

図1　筆者撮影（二〇一一年八月）

図2・3　筆者撮影（二〇一一年八月、国立公州博物館展示室）

図4　Google Mapに加工

図5～7　註（4）国立公州博物館（発掘調査報告書）『百済の祭祀遺跡 艇止山』、二二・二八・二二〇頁

図8　註（5）金吉植「氷庫を通してみた公州艇止山遺跡の性格」、五三頁

図9　註（12）金子修一主編『大唐元陵儀注新釈』、二一〇頁（筆者作成）

図10　石川県教育委員会文化財保護課編『金沢市七ッ塚墳墓群北陸自動車道関係埋蔵文化財発掘調査概報』（石川県教育委員会、一九七四年）、一四頁

図11　福井県教育委員会編『福井県埋蔵文化財調査報告第1集 安保山古墳群』一九七六年、二〇頁

図12　中津市教育委員会編『幣旗邸古墳1号墳 大分県中津市大字相原8265―32番地所在遺跡の調査 中津市文化財調査報告第16集』一九九五年、一〇頁

筆者撮影（二〇一五年八月）

〔附記〕本稿は、二〇一五年七月二十六日に開催されたお茶の水女子大学比較日本学教育研究センター研究プロジェクト「東アジアにおける比較儀礼史の研究」第五回国際セミナーにおいて、「殯宮の再検討」と題して口頭報告した内容をもとに成稿した。また本稿校正中の二〇一七年一月十四日、新羅史研究会（於立教大学）において再度口頭報告し、いただいた意見をもとに終章部分を大幅に書き改めた。両研究会の参加者各位に記してお礼申し上げたい。

本研究はJSPS科研費二四七二〇二八三・一六K〇二九九三・二六二八四〇九三の助成を受けたものである。